令和６年度（2024年度）
障害福祉サービス等制度改正について
【施設系・居住支援系サービス編】

【対象サービス】
- 施設入所支援
- 共同生活援助
- 自立生活援助

八王子市福祉部指導監査課　障害担当

１．この動画の目的

２．令和６年度　主な制度改正事項について

１．この動画の目的について

令和６年度障害福祉サービス等制度改正

令和6年4月1日

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定　（一部の改定事項については経過措置あり）

- 八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営の基準に関する条例の一部を改正する条例　施行

- 八王子市指定障害者支援施設の事業等の人員、設備、運営の基準に関する条例の一部を改正する条例　施行

この動画の目的について

指導・監査

法令等で定める指定基準等に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要に応じて助言、指導、是正の措置を講ずることにより、**サービス内容の質の確保**及び自立支援給付に係る費用等の支給の適正化を図り、本市における障害者（児）福祉の増進に寄与することを目的とする。

↓

障害福祉サービス事業者等に対し、改正基準等に定めるサービス内容及び自立支援給付に係る費用等の請求等に関する事項について、周知することが、障害者（児）福祉の増進のために必要と考え、こちらの動画を作成いたしました。

２．令和６年度
主な制度改正事項について

制度改正事項	施設入所支援	共同生活援助	自立生活援助
①福祉・介護職員等処遇改善加算について	○	○	○
②地域生活支援拠点等の機能の充実	○		○
③強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実	○	○	
④視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充	○	○	
⑤意思決定支援の推進	○	○	○
⑥障害者虐待の防止・権利擁護	○	○	○
⑦高次脳機能障害者の受け入れに対する報酬上の評価	○	○	
⑧業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化	○	○	○
⑨障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上	○	○	
⑩情報公表未報告の事業所への対応	○	○	○

制度改正事項	施設入所支援	共同生活援助	自立生活援助
⑪補足給付の基準費用額の見直し	○		
⑫障害者支援施設における地域移行を推進するための取組	○		
⑬医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等	○		
⑭グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実		○	
⑮グループホーム退居後における支援の評価		○	
⑯共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し		○	
⑰支援の質の確保（地域との連携）	○	○	
⑱自立生活援助の充実			○
⑲その他（基本報酬の見直し、個別支援計画の共有、「常勤」及び「常勤換算」要件の見直し）	○	○	○

①福祉・介護職員等処遇改善加算について

- 福祉・介護職員処遇改善加算
- 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
- 福祉・介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算

サービス区分	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%
GH（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
GH（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
GH（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%

新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）

Ⅰ

新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。

- 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）

Ⅱ

新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。

- 改善後の賃金年額440万円以上が１人以上
- 職場環境の更なる改善、見える化 **【見直し】（令和７年度）**
- ~~**グループごとの配分ルール【撤廃】**~~

Ⅲ

新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。

- 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備

Ⅳ

- **新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分**
- 職場環境の改善（職場環境等要件） **【見直し】（令和７年度）**
- 賃金体系等の整備及び研修の実施等

②地域生活支援拠点等の機能の充実（1/2）

○ 緊急時の対応や施設、病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

○地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を新設する。

<<地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】>>（自立生活援助）　500単位/月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた自立生活援助事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で１以上配置されている場合

・自立生活援助、計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で１以上配置されている場合

※コーディネーター１人当たり、本加算の算定上限を１月当たり合計100回までとする。

②地域生活支援拠点等の機能の充実（2/2）

○地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整従事者の配置が要件化。（施設入所支援、自立生活援助）

<<地域移行促進加算（Ⅰ）の見直し>>（施設入所支援）

地域生活支援拠点等に位置づけられていること並びに市町村及び拠点関係機関との連携担当者を１名以上配置している場合に、120単位を算定する。

<<緊急時支援加算の見直し>>（自立生活援助）

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に１日につき50単位を加算する。

③強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実（施設入所支援・共同生活援助）（1/2）

①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

<<重度障害者支援加算の見直し>>

（施設入所支援）

● 重度障害者支援加算（Ⅱ）　360単位／日

（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分６かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合　※基礎研修修了者の加配要件を廃止

（共同生活援助）

● 重度障害者支援加算（Ⅰ）　360単位／日

※ 個別支援を開始した日から180日以内は＋500単位／日

● 重度障害者支援加算（Ⅱ）　180単位／日

※ 個別支援を開始した日から180日以内は＋400単位／日

（施設入所支援・共同生活援助に共通）

● 重度障害者支援加算（Ⅱ）

（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合

（生活介護）　（一）に加え＋150単位／日

③強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実（施設入所支援・共同生活援助）（2/2）

②状態が悪化した強度行動障害を有する障害者等への集中的支援

○広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を通じて環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は３か月を限度

＜＜集中的支援加算【新設】＞＞

● 集中的支援加算（Ⅰ） 1000単位／回

強度行動障害を有する障害者等の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算する。

● 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位／日

集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、集中的な支援を行った場合、３月以内の期間について、１日につき所定単位数を加算する。

※集中的支援加算（Ⅰ）と集中的支援加算（Ⅱ）は同時に算定可能。

④視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充（施設入所支援・共同生活援助）

○視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所等において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所等を更に評価する。

［令和６年度以降］

● 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51単位／日

視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

● 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41単位／日

視覚・聴覚・言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

⑤意思決定支援の推進

（参考）障害者の意思決定支援のプロセス

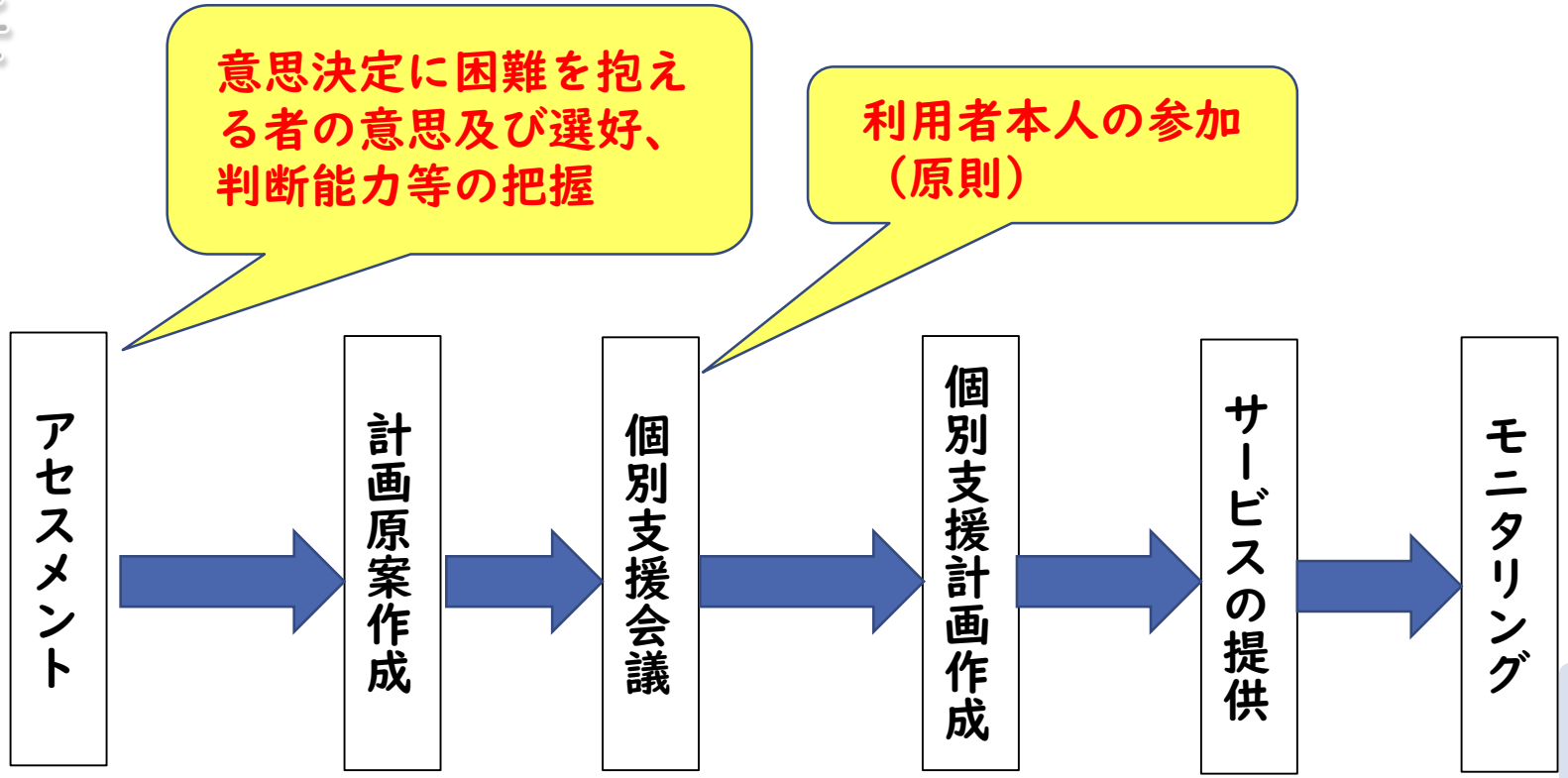

⑥障害者虐待の防止・権利擁護

○障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等について、虐待防止措置未実施減算（所定単位数の１％を減算）を創設。

虐待防止措置

①虐待防止委員会の定期的な開催及びその結果の従業者への周知徹底

②従業者に対し、虐待防止研修の定期的な実施

③上記措置を適切に実施するための担当者の配置

（以下、施設入所支援・共同生活援助のみ）

○身体拘束等の適正化の徹底を図るため、身体拘束廃止未実施減算の減算額を５単位から所定単位数の１０％に引き上げる。

○本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供に関する本人の意向を把握し、その意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨を明確化。

⑦高次脳機能障害者の受け入れに対する報酬上の評価（施設入所支援、共同生活援助）

○高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等を評価する。

<<高次脳機能障害者支援体制加算>>【新設】　41単位／日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所等に50：１以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

⑧業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化

○業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

<<業務継続計画未策定減算>>【新設】

以下の基準に適応していない場合、所定単位数の３％（自立生活援助は１％）を減算する。

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること

・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 施設入所支援・共同生活援助については、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」を策定している場合、令和７年３月31日までの間、減算を適用しない。

※ 自立生活援助については、令和７年３月31日までの間、減算を適用しない。

⑨障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上（施設入所支援・共同生活援助）（1/2）

①感染症発生時に備えた平時からの対応

○障害者支援施設等（障害者支援施設、グループホーム）について、新興感染症発生時等に感染者を対応する協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等の対応を取り決めることを努力義務化

○協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症発生時等の対応についても協議することを義務化

○感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価

＜＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【新設】＞＞　10単位／月

※以下の（1）～（3）に適合すること。

（1）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。

（2）協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。

（3）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。

⑨障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上（施設入所支援・共同生活援助）(2/2)

○医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から実地指導を受けている場合に評価。

＜＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）【新設】＞＞　　5単位／月

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から３年に１回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、１月につき所定単位数を加算する。

②新興感染症等の発生時に施設内療養を行う障害者支援施設等への対応

＜＜新興感染症等施設療養加算【新設】＞＞　　240単位／日

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、１月に５日を限度として所定単位数を加算する。

※別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて指定

⑩情報公表未報告の事業所等への対応

○障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所等に対する「情報公表未報告減算」を新設する。

<<情報公表未報告減算>>【新設】

障害者総合支援法第76条の３の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数の10％（自立生活援助は５％）を減算する。

○都道府県知事（中核市にあっては、当該中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

⑪補足給付の基準費用額の見直し（施設入所支援）

［令和５年度以前（20歳以上の障害者の場合）］

○ 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、低所得者に対して、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手許に25,000円が残るよう、食費等基準費用額※（54,000円）から所得に応じた負担限度額を控除した額を補足給付として支給する。　※食事・光熱水費にかかる平均費用

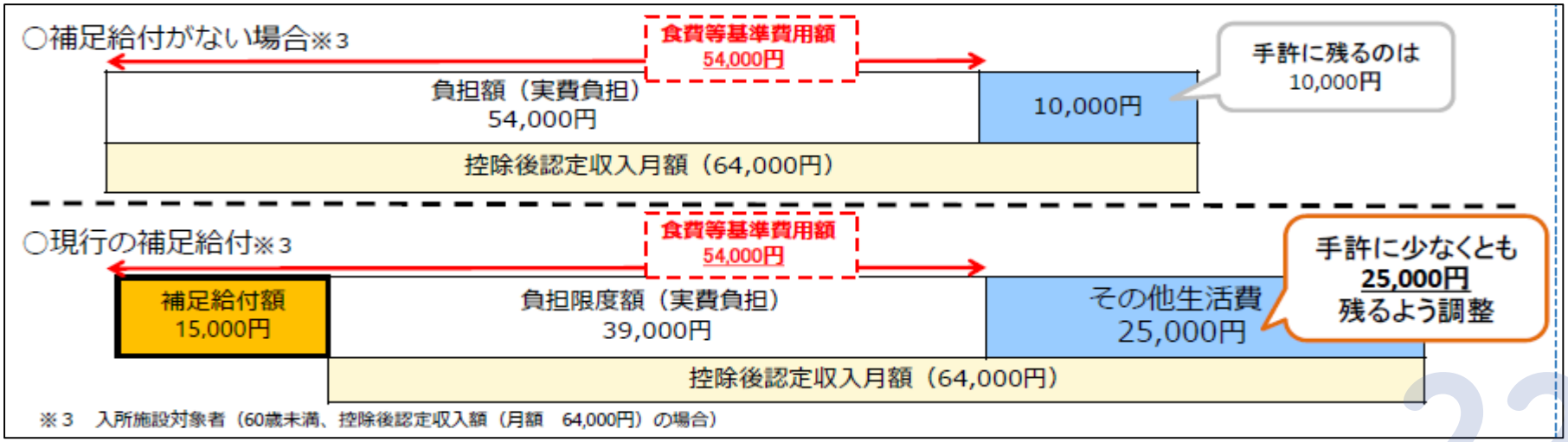

○ 基準費用額について、令和５年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえ「55,500円」とする。

⑫障害者支援施設における地域移行を推進するための取組（1/3）

①運営基準の見直し（地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を確認）

＜＜指定障害者支援施設等の一般原則の見直し【新設】＞＞

・ 利用者の地域生活移行に関する意向を把握し、定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携し、利用者の希望に沿い地域生活移行に向けた措置を講じること。

・ 利用者の当該支援施設等以外の指定障害福祉サービス等利用状況等を把握するとともに、指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携し、必要な援助を行うこと。

＜＜地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】＞＞

・利用者の地域移行等意向確認等を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定め、地域移行等意向確認担当者を選任すること。

・地域移行等意向確認等を実施し、その内容をサービス管理責任者に報告するとともに、個別支援計画作成に係る会議に報告すること。

※上記２規定は、令和６年度から努力義務化、令和８年度から義務化

・地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携し、障害福祉サービスの体験的利用に係る支援その他の地域生活移行に向けた支援を行うよう努めること。

⑫障害者支援施設における地域移行を推進するための取組（2/3）

＜＜地域移行等意向確認体制未整備減算【新設】＞＞

５単位/日

・ 地域移行等意向確認等に関する指針を作成していない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、１日につき所定単位数を減算する。

・指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施していない場合又は把握・確認した内容をサービス管理責任者及び施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告していない場合は、１日につき所定単位数を減算する。

（令和８年度から減算を実施。）

② 基本報酬の見直し

・利用定員を変更しやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの基本報酬を、10人ごとに設定。

→令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて（別紙１）参照

⑫障害者支援施設における地域移行を推進するための取組（3/3）

③　地域生活への移行を推進するための評価の拡充

・地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合の評価の拡充。

＜＜地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】＞＞　　60単位／日

入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、１月につき３回を限度として所定単位数を算定する。

・障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、入所定員を１名以上減らした場合を評価するための加算の創設。

＜＜地域移行支援体制加算【新設】＞＞

例：利用定員が41人以上50人以下、区分６の場合　9単位／日

前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が６月以上継続している者が１人以上いて、かつ、利用定員を減少させたものとして届け出たものにつき、１年間を限度として１日につき 所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

⑬医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等（施設入所支援）

①夜間看護体制加算の拡充

［令和６年度以降］

＜＜夜間看護体制加算＞＞　　60単位／日

夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、（中略）１日につき所定単位数を加算する。生活支援員に代えて複数の看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35単位に看護職員１に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

②通院支援に対する評価の創設

＜＜通院支援加算【新設】＞＞　　17単位／回

指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設等について、１月に２回を限度として、所定単位数を算定する。

⑭グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実(1/3)

＜＜自立生活支援加算の拡充＞＞

【令和６年度以降】

- 自立生活支援加算（Ⅰ）　1,000単位／月

※ 居宅での単身等の生活を本人が希望し、可能と見込まれる退居に向け、個別支援計画を見直し、一人暮らし等に向けた支援を行った場合、６月間に限り所定単位数を加算する。

※ 月１回以上、居住支援法人又は居住支援協議会に対し、利用者の住宅確保・居住支援に必要な情報を共有した場合に、更に１月につき35単位を加算する。

※ 居住支援法人と共同で、利用者に在宅療養上必要な説明・指導を行い、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等関係者による協議の場に、住宅確保・居住支援に係る課題を報告した場合、更に１月につき500単位を加算する。

⑭グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実(2/3)

- 自立生活支援加算（Ⅱ）　500単位／月

※令和５年度以前の【自立生活支援加算】の算定要件と同一（日中サービス支援型のみ）

- 自立生活支援加算（Ⅲ）　80単位/日（利用期間３年以内の場合）

① 移行支援住居を１以上有すること。

② 定員が２人以上７人以下であること。

③ 専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者（社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するもの）を７：１以上配置していること。

④ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際し会議を開催し、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。

⑤ 移行支援住居入居者に対し、住居確保その他退居後の一人暮らし等移行のための活動に関する相談、外出時の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等支援を実施すること。

⑥ 居住支援法人又は居住支援協議会に対し、定期的に、利用者の住宅確保・居住支援に必要な情報を共有すること。

⑦ 居住支援法人と共同で、利用者に対して在宅での療養上必要な説明・指導を行い、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に、住宅確保・居住支援に係る課題を定期的に報告すること。

⑭グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実(3/3)

＜＜ピアサポート実施加算【新設】＞＞　　100単位／月

※ 次の要件のいずれにも該当し、障害者又は障害者であった従業者で、障害者ピアサポート研修修了者が、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。

① 自立生活支援加算（Ⅲ）を算定していること。

② 障害者ピアサポート研修修了者を従業者として２名以上（うち１名は障害者等）配置していること。

③ ②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年１回以上行われていること。

⑮グループホーム退居後における支援の評価

＜＜退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費【新設】＞＞

2,000単位／月

※グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、必要な支援を行った場合、

退居日の属する月から３月間（継続支援の必要が認められる利用者に対しては６月間）に限り、１月につき所定単位数を算定する。

① 利用者の一人暮らし等の移行に向けて、会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画の作成。

② 概ね週１回以上、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、日常生活全般の状況等を把握し、必要な情報提供等及び指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援の実施。

＜＜退居後ピアサポート実施加算【新設】＞＞　　100単位／月

① 退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を算定していること。

②、③　ピアサポート実施加算の②、③（前ページ参照）と同じ

⑯共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し(1/2)

①基本報酬区分の見直し等

［令和６年度以降］

● 共同生活援助サービス費（Ⅰ）　（世話人の配置６：１以上）

● 共同生活援助サービス費（Ⅱ）　（体験利用）

＜＜人員配置体制加算【新設】（介護サービス包括型の例）＞＞

● 人員配置体制加算Ⅰ

（特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を配置）

（１）区分４以上　83単位　　（２）区分３以下　77単位

● 人員配置体制加算Ⅱ

（特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を配置

（１）区分４以上　33単位　　（２）区分３以下　31単位

→令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

「共同生活援助における人員配置体制加算の創設について（別紙５）」参照

⑯共同生活援助における支援の実態に応じた報酬の見直し(2/2)

②日中支援加算（Ⅱ）の見直し

［令和５年度以前］

支援の3日目から算定可

［令和６年度以降］

支援の初日から算定可

＊日中サービス支援型は当該加算の対象外とする。

③個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い（介護サービス包括型、日中サービス支援型）

【令和６年度以降】

令和９年３月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、所要時間が８時間以上である場合は、所定単位数の100分の95を算定する。

⑰支援の質の確保（地域との連携）（施設入所支援、共同生活援助）

≪地域との連携等【新設】≫

① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、サービスについて知見を有する者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね１年に１回以上、運営状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

② 地域連携推進会議開催のほか、おおむね１年に１回以上、地域連携推進会議の構成員が施設等を見学する機会を設けなければならない。

③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況公表又はこれに準ずる措置を講じている場合には、適用しない。

※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。

※ 上記規定は、令和６年度から努力義務化、令和７年度から義務化。

⑱自立生活援助の充実(1/2)

①対象者の明確化

［令和６年度以降］

　援助を要する障害者で、居宅で単身又は家族と同居していても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、家族等による支援が見込めない状況にあるもの

②基本報酬の見直し

＜＜自立生活援助サービス費（Ⅲ）【新設】＞＞　700単位／月

＊居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定

⑱自立生活援助の充実(2/2)

③集中的な支援の評価

＜＜集中支援加算【新設】＞＞　500単位／月

自立生活援助サービス費（Ⅰ）を算定している事業所の地域生活支援員が、１月に６回以上、利用者の居宅を訪問し、指定自立生活援助を行った場合に、１月につき所定単位数を加算する。

④サービス提供体制の推進

・併設する相談支援事業所で地域相談支援業務に従事する相談支援専門員を、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなせるよう、人員基準を見直す。

・　サービス管理責任者を常勤専従で配置する場合、配置基準を60：１とする。

・　一定の要件を満たす指定障害福祉サービス事業者等に限定されていた実施主体要件を廃止する。

⑲その他

○経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し

→令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要　「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

（別紙１）参照

○各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

○人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下のとおり見直す。

・「常勤」及び「常勤換算方法」計算に当たり、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で「常勤（常勤換算計算上「１」」として扱うことを認める。

○見守り支援機器導入により入所者支援を行っている障害者支援施設について、夜勤職員配置体制加算の要件を緩和

（令和５年度以前）前年度利用者数の平均値が21人以上40人以下の場合

夜勤2人以上 ⇒ 見守り機器を入所者数の15%以上設置

：前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合　夜勤1.9人以上等

各項目の参考資料《市HPに掲載されています》

●令和６年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

●令和６年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

こちらの動画は以上で終了です。
ご視聴ありがとうございました。

今後も法令等を踏まえた事業所等
の運営をよろしくお願いいたします。